



毎月第1・第3日曜日発行  
広報みたかはシルバー人材センターの会員がお届けしています。

発行:三鷹市/編集:秘書広報課  
〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1  
法人番号:8000020132047

市役所代表電話  
☎0422-45-1151(代)

ホームページ  
(パソコン・スマートフォン用)  
http://www.city.mitaka.tokyo.jp/

携帯サイト  
http://www.city.mitaka.tokyo.jp/i/



## 今号の紙面から

- あなたの「家・生命・財産」を守る助成制度をご利用ください ..... 2面
- 在宅医療と介護の連携支援を進めています ..... 3面
- 第64回市民文化祭 ..... 3面
- 市からのお知らせ ..... 11面から
- 太宰治文学サロン新企画展「太宰と美美子」 ..... 12面

# 10月22日(日) 投票時間 午前7時～午後8時

## 衆議院議員選挙および 最高裁判所裁判官国民審査の投票日です

日本の明日を、私たちが決めよう。

問 選挙管理委員会事務局 ☎内線3034

### ▶ 投票できる方

◆三鷹市で投票できる方  
平成11年10月23日までに生まれた方で、29年7月9日以前に市に転入届出をし、引き続き3カ月以上市内に住所を有する日本国民。  
最近、転居・転入した方は下表でご確認ください。  
※28年6月から選挙権年齢を満18歳以上に引き下げ、満18・19歳の方も投票できるようになりました。

以前から三鷹市に住所を有し、市内で転居した方	29年9月26日以前に転居届出	転居後の投票所で投票してください
	29年9月27日以降に転居届出	転居前の投票所で投票してください
三鷹市に転入した方	29年7月9日以前に転入届出	三鷹市で投票
	29年7月10日以降に転入届出	三鷹市では投票不可(注)

(注) 前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます。前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。  
※三鷹市から転出した方も、三鷹市の住民基本台帳に3カ月以上記録があり、転出してから4カ月以上経過していない方は三鷹市で投票できる場合があります。なお、新住所地の選挙人名簿に登録された方は三鷹市では投票できません。

### ▶ 不在者投票制度

**滞在先・転出先などでの不在者投票**  
市外の滞在先や転出先などでの不在者投票を希望する方は、三鷹市選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、送付された投票用紙などを滞在先・転出先の選挙管理委員会へお持ちください。  
☎直接または郵送で「〒181-8555三鷹市選挙管理委員会」(第三庁舎)へ  
※投票用紙などの請求書用紙は市ホームページから入手できます。

**病院などでの不在者投票**  
不在者投票指定施設の病院などに入院・入所している方で、投票日に指定された投票所に行くことが困難な方は、施設内で不在者投票ができます。

**郵便等による不在者投票**  
市の選挙人名簿に登録されており、身体に重度の障がいがある方や戦傷病者手帳をお持ちの方など、定められた要件に該当する方は、事前の申請により同制度を利用できます。くわしくは選挙管理委員会 ☎内線3035へお問い合わせください。

### 投票の方法などは2面をご覧ください



9月29日に開催された「三鷹産の小麦を使用した食パンのお披露目式」にて

**市長のひとことコーナー**  
ケーブルテレビの広報番組「みる・みる・三鷹」では「市長のひとことコーナー」を放送しています(放送時間は12面参照)。

今年夏は、連続3週間にわたって降雨が続くなど天候不順が続きましたが、今は「実りの秋」を迎えています。  
三鷹市の農業者は、困難な環境の中にあつて、都市農地を守り、多種類の農産物を栽培してくださっています。11月11日(土)・12日(日)には、第57回三鷹市農業祭が、三鷹中央防災公園を会場に開催されますので、どうぞ、三鷹産の農産物の成果をご期待ください。  
さて、三鷹市名誉市民の日本画家・福王寺法林氏は、三鷹市内の麦畑も描かれています。今では麦の栽培はほとんど行われていない中、農業法人株式会社三鷹ファームのみなさんが、昨年11月に新川の約450坪の農地に小麦の種まきを行いました。そして、今年1月の麦踏みや7月の「くるり棒」と呼ばれる農具を使って行う脱穀作業には、東三鷹学園三鷹市立第一小学校の児童が参加しました。  
同農業法人の岡田源治代表取締役社長(写真左)が、この小麦の商品化を検討され、下連雀のトローパーカーリと連携して、このたび三鷹産小麦を粉に挽いて、食パンにする取り組みが行われました。9月29日には、岡田社長とトローパーカーリの松井成和代表取締役写真真中央が市役所を来訪され、三鷹産小麦の粉を使用した、焼き立ての食パンのお披露目をしていただきました。試食をさせていただきましたが、中力粉のいわゆる「うどん粉」ならではのもちもちとした食感で、耳の部分も柔らかい、素晴らしい味に仕上がっていました。まさに、「地産地消」の醍醐味です。  
三鷹市では、農業と商業が連携する「農商連携」が、東京むさし農業協同組合三鷹地区と三鷹商工会の皆様の連携を中心に進んでいます。例えば、三鷹産のキウイフルーツやニワトリの卵で作ったケーキや和菓子などが普及していますが、これからも色々な商品が生まれることが期待されています。  
限られた農地で農産物の生産に創意工夫されている農業者の皆様に、市民の皆様のご理解とご支援をお願いいたします。そして、農商連携による三鷹の「実りの秋」と「味覚の秋」の喜びが、皆様に届きますように心から願っています。

### ▶ 期日前投票制度をご利用ください

投票日に仕事やレジャーなどで投票所へ行けない方は、投票日前日まで「期日前投票」を行うことができます。投票所入場整理券表面の「期日前投票宣誓書」にあらかじめ記入してお持ちいただくと、スムーズに投票できます(入場整理券がお手元に無い方は会場に備え付けの同書をご利用ください)。  
※土・日曜日と投票日直前は大変混み合います。

**第一期日前投票所 市役所第三庁舎**

投票期間  
10月21日(土)までの  
午前8時30分～午後8時  
※駐車場が混雑します。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



**第二期日前投票所 三鷹駅前コミュニティセンター3階**

投票期間  
10月15日(日)～21日(土)  
午前8時30分～午後8時  
※駐車場はありません。自転車の方は、臨時駐輪場をご利用ください。



**投票所入場整理券をお持ちください**  
投票所入場整理券は封書で世帯ごとに発送しました。投票日当日、投票所にお持ちください。届かない場合や紛失した方は、事前に選挙管理委員会へお問い合わせのうえ、投票日当日に投票所の係員にお申し出ください。

**あなたの投票所を確認しましょう**  
投票日当日は、指定された投票所以外では投票できません。投票所入場整理券に記載された投票所を確認してください。

**選挙公報をお届けします**  
候補者の政見などを掲載した選挙公報を、10月18日(水)～20日(金)に各家庭へお届けする予定です。市政窓口やコミュニティセンターにも設置します。

### 市長コラム

**市内で楽しむ 「実りの秋」と「味覚の秋」**  
三鷹市長 清原慶子